

## 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂等に係る第一回検討会

### 議事概要

1. 日時： 平成 29 年 8 月 2 日（水） 13:00～16:00

2. 場所： 三田共用会議所 大会議室

3. 出席者

#### ■ 検討委員

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| 熊本県 健康福祉部 健康危機管理課 課長補佐       | 江川 佳理子     |
| 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授       | 鍵屋 一       |
| 東京都動物愛護相談センター 所長             | 金谷 和明      |
| （全国動物管理関係事業所協議会 会長）          |            |
| 仙台市片平市民センター・児童館 館長           | 亀田 由香利     |
| 一般社団法人 危機管理教育研究所 代表          | 国崎 信江      |
| 一般財団法人 ペット災害対策推進協会 副理事長      | 沼田 一三      |
| 公益社団法人 東京都獣医師会 事務局長          | 平井 潤子      |
| 熊本市 健康福祉局 保健衛生部 動物愛護センター 所長  | 村上 睦子      |
| 公益社団法人 日本獣医師会 副会長            | 村中 志朗 【座長】 |
| 徳島県 危機管理部 消費者くらし安全局 安全衛生課 課長 | 山根 泰典      |

#### ■ 環境省

|             |      |       |
|-------------|------|-------|
| 大臣官房        | 審議官  | 米谷 仁  |
| 自然環境局 総務課   | 課長   | 永島 徹也 |
| 総務課 動物愛護管理室 | 室長   | 則久 雅司 |
|             | 室長補佐 | 徳田 裕之 |
|             | 室長補佐 | 田口 本光 |
|             | 係長   | 川越 匡洋 |

#### ■ 事務局

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 一般財団法人 自然環境研究センター | 青木 正成 |
|                   | 桐原 崇  |

#### ■ オブザーバー

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付

#### 4. 議事概要

- (1) 検討会の趣旨説明
- (2) 現行の防災対応の体系について
- (3) ガイドライン改訂の方向性について
- (4) その他

##### (1) 検討会の趣旨説明

###### <資料>

資料 1 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会について

参考資料 1 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会開催要領

参考資料 2 熊本地震における被災動物対応記録集（草稿）

参考資料 3 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成 25 年 6 月発行）

- 環境省より資料 1 に基づき本検討会の趣旨、改訂スケジュール等について説明を行った。
- 委員からは意見なし。

##### (2) 現行の防災対応の体系について

###### <資料>

資料 2-1 現行の防災対応に係る体系図

資料 2-2 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の概要

参考資料 4 過去の大規模災害の一覧

参考資料 5 避難所等におけるペットについて（平成 29 年 8 月内閣府防災）

- 環境省より資料 2-1、2-2 に基づき現行の防災対応に係る体系、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の概要について説明を行った。
- 委員からは意見なし。

##### (3) ガイドライン改訂の方向性について

###### <資料>

## 【概念・基本的考え方】

### 1. 災害時のペット飼養に係る自助、共助、公助の考え方

- 今回の熊本地震ではプッシュ型支援の下で環境省からも支援を行った。ただ、首都直下や南海トラフのような非常に大規模な災害では同様の支援は難しく、公助、共助にも限界があるかと思われる。まず飼い主の方自身にどうやって災害を乗り越えるかというところの意識をもう一度強く自覚、認識していただき、必要な取り組みをやっていたく必要があるかと思っている。(環境省)
- ペットと一緒にいることで自助を強く意識し、自身も含め災害に強くなるという考え方に強く同意する。(検討委員)
- 人に対しての自助は明確だが、ペットについては明確になっていない。ペットに関する自助を具体的に示すことが対策につながると考える。(検討委員)
- 動物の防災を考える時、人の防災対策との連携が必要になる。切り口として、人の防災対策を整えることがペットの防災につながっていく、という考え方が重要なポイントだと考える。(検討委員)
- 飼い主がペットの防災を考えることで、ペットだけでなく自身の備えも大切であるという考えにつながっていくことが望ましい。ペットに関する自助とは何なのかを具体的に示し、前向きなメッセージとなるようにしたい。(環境省)

### 2. 大規模災害時に行政機関がペット救護対策を実施することの意義や目的の再整理

- 熊本地震では、被災ペットの定義が曖昧なことによるいろいろな考え方の違い、軋轢もあって円滑な支援が行えなかったという指摘があった。ここでは被災ペットの定義を定めるというよりは、そもそも何のために災害時のペット対策をやるのか、そこの考え方の整理が必要ではないかと考えている。(環境省)
- ペット救護対策は、①発災から避難所の間と②避難所から仮設住宅の間の大きく二つに分けられる。①ではペットの一時預かり等による被災者の救護というかたちになる。②では基本飼い主責任による飼養となるが、ペットを長く預けておきたいと考える飼い主もいる。しかし、ペットにとっては必ずしもそれがいいとは限らない。被災者の救護が目的であれば、避難所に入るまでの間の活動に関してどういうことが被災者の役に立つのかを整理すべきかと思う。(検討委員)
- それに加え、行政の支援の意義には、飼い主の自立支援がある。平時に提唱している適正飼養について、災害時にもきちんと飼い主責任を果たそうと努力される方が、復興に向けて進むための環境整備や支援をおこなうなど、「自立支援」を意識した支援を行うことが、行政機関が救護体制を検討する要素になると感じている。(検討委員)
- 災害関連死も多く、行政が全てについて直接支援することは難しい。行政は場所(スペ

ース)を提供するぐらいが限界。しかし、高齢者の飼い主はペットが支えになっていることもあり、ペットと一緒に動くことが自立支援になっている。そういった意味では高齢社会での支援のあり方は新たな課題となっている。(検討委員)

- ハンディキャップをもつ飼い主の方や、高齢者が避難生活の中で体調を崩し入院しなければいけない状況になった場合の支援など、自立支援とは別に弱者救済として公的なサポートも必要になる。(検討委員)
- 避難所にはいろいろな方がいる中でペットを救護するというのは心苦しい時もある。飼い主や飼い主の周囲の方への支援であれば受け入れられやすいと思う。ガイドラインの名称も「ペットの飼育者とその周囲の方たちのための」という意味の名称に変更すれば、理解を得られやすいのではないか。(検討委員)
- 法的優位性からしても、ペットに対する法律よりも、優位性は人のためのほうが高い。そのあたりは今後、検討を進めるに当たって非常に重要な部分であると考えている。(座長)

### 3. 広域支援の考え方と受援体制の考え方

- ペット以外の分野では既に広域での支援、それから支援を受けるための受援を想定した訓練が行われている地域もあると聞かすが、ペットの分野についてもこういったものを今後考えていくことが必要ではないか。また、平成 29 年 3 月に内閣府から、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインが公表されており、ペットの分野にも使える非常に有益な内容かと考えたところである。(環境省)
- プッシュ型支援は混乱した被災地の行政にとってありがたい反面、受援体制が整っていない中では過重な負担となってしまう面もあった。九州では、九州、山口の災害時の応援協定があり、幹事県の福岡県に動いて頂き、最初から応援物資も届いて助かった。行政として九州全域で受援体制と支援体制を整え、今後の災害に備えていきたい。(検討委員)
- 徳島県では関西広域連合に加盟しているが、メインは人の支援になる。自治体としてペットを含めた広域の訓練を行うようにガイドラインに加えてほしい。(検討委員)
- 被災地では支援活動をマネジメントできる人間が必要になるが、被災地の人間がそれをやるのは難しい。広域支援により被災していない人間が現地に入りマネジメントできるようにすることが大切。現地の行政はそのための旗を立てるだけでよい。(検討委員)
- 阪神大震災の時は、県、市は人への対策で手一杯だった。獣医師会が動物救護活動を行ったが、「人が被災しているのにペットの救護なんて何事だ」という意見があった。行政が表に立ってペット救護を行っていくのは難しい面もある。ペット災害対策推進協会(以下、「災対協」という。)や獣医師会が救護本部の立ち上げに積極的に関わっていくことが必要と考える。(検討委員)
- 全国動物管理関係事業所協議会は各地域ブロックで活動している。関東・甲信越静ブロ

ックでは、かつて阪神・淡路大震災の後、首都直下型地震の被害を受けた場合、ブロック内での広域支援の連携について調査研究発表会で報告した。一部地域が被災し、センターや保健所で動物を収容できなくなった場合、被災していない地域に本部を立ち上げ、ブロック全体で動物の収容、人員の派遣の可能性について検討した。このたびの震災において、九州・山口協定に基づいて被災動物の保護や人員の派遣等、迅速に対応されたことは大変素晴らしいと感じた。(検討委員)

- 人の場合は、DMAT や JMAT のように支援団体が明確になっているが、ペットはそれが無い。さまざまな団体が集まってきた時に行政は「どこ」に「なに」をお願いするか。信頼できる団体をきちんと精査しておく必要がある。団体間のネットワークがどこにつながってどうなっているのかなどを把握しておく必要がある。(検討委員)
- 環境省の災害対策では、ゴミ処理の分野ではネットワークが出来ている。ペットの分野でもこのような広域ネットワークを広げていけるとよい。また、熊本地震では受援体制が整っていなかったため、行政の方がボランティア対応にかかり切りになる場合があった。(環境省)
- 被災地での混乱を避け、避難所での秩序を保つためにも受援体制、支援の形を整えていくことは大切。ペットの飼育者だけでなく、避難所でのコミュニティの環境維持のためにも非常に重要なこと。また、支援には、①獣医療の支援、②預かり場所提供の支援、③物資提供や飼い主と動物と一緒にいられるための「アドバイス」や「情報」の提供という支援があり、それぞれに何をどこがやるのか、整理していくことが必要。例えば獣医療支援など獣医師会でなければ出来ないこともあれば、獣医師会では出来ないこともある。(検討委員)
- ペットのことで相談に来る人は、実はペットの話はきっかけで、他の色々な不安を聞いて欲しい人が多い。みんな様々な不安をかかえているので心の支援が必要。行政はコーディネーターであり、現場に入る人たちを管理していくのが仕事で、現地で動ける人たちのネットワークが必要。(検討委員)

#### 4. 避難の考え方と同行避難、同伴避難の言葉の整理

- 熊本地震においては、「同行避難」と「同伴避難」とはどこまでを指しているかが明確ではなく避難所でのペットの取り扱いについて誤解が生じたと聞いている。今、一般に報道その他で扱われる同行避難という言葉の意味合いとしては、避難所で一緒に暮らせるというふうに本来の定義とは異なった意味合いになっているようだ。一方、同伴避難という言葉については、避難所運営ガイドラインという内閣府が出された文書に同伴避難という言葉が使われており、避難所敷地内で飼い主とペットがともに避難生活を送ることを指していると考えられる。その場合、ペットの面倒は飼い主みずからが見るということが前提になると思うが、同室で同居できるか否かについては明確ではない。同行避難、ペットと合流できて避難した後の生活、このあたりについては避難の考

え方と同行避難、同伴避難、あるいは違う表現の言葉の定義の説明がいいかもしれないが、このあたりについても御意見をいただきたい。(環境省)

- 同行避難、同伴避難については、混同している人もおり、きちんとした定義づけをしておかなければ混同されてしまいがちな部分であると思う。これは避難の考え方ということについて一番重要なポイントになるかと思うので、十分論議をいただきたい。(座長)
- 災害対策では問題を無くすか、小さくすることが重要。首都直下地震では、600万人以上の帰宅困難者が出る可能性がある中でペットを連れて避難所に向かうのは大変な混乱を招きかねないため、基本的には在宅避難を推奨するのがよいが、一方、南海トラフ地震ではペットと共に津波の届かない高台まで避難しなければならない。飼い主がペットと一緒に助かるために、それぞれの地域に応じた避難の仕方を啓発する必要がある。すぐに同行避難すればいいということではない。観点としては、なるべく問題を小さくするための活動、行動を動物の飼養者、飼い主は持ってもらうなくてはいけない。飼い主が動物を飼うからには覚悟がいると考えるように自助の考え方を大きく打ち出していく必要性は高い。(検討委員)
- 言葉の定義は重要と考える。熊本地震でも言葉だけが一人歩きし、報道機関や市町村を含め同行避難は避難所の建物の中まで一緒に入れるとの誤った理解が多かった。避難所運営に問題を来す種になるため、「同伴避難」については居室の中に入れるか否かについても整理した上で定義づけをして欲しい。(検討委員)
- 言葉の整理を住民に理解してもらうのは大切。そこから避難のあり方、自助努力を考えるきっかけにしていてもらいたい。(検討委員)
- 避難者は比較的感情的になる方が多かった。被災した方々に言葉の定義を説明しても通じない。端的に言えば、自分たちに都合のいい解釈を与えるような「同行避難」、「同伴避難」という言葉自体を使わない方がいいと考える。(検討委員)
- 避難してきた段階で避難者はそこでの居場所が決まってしまう。後からペットを移動させて欲しいと言ってもなかなか理解してもらえない。住民の中のキーマンとなる方が最初から「ペットはこのスペース」と言えるような仕組みができた方がいいと考える。そういった仕組みづくりを人の防災の体制の中で盛り込んでいけたら望ましいと考えている。(検討委員)
- 自助は災害が起きて在宅でいられることが理想であり、飼い主にはそこに一層の努力をしていただきたいところ。ペットを連れて避難された方に関しては、避難所運営の体制づくりの中で、ペットを連れてきた方に対しての対応を仕組みの中に入れておけばよいだけで、「同行」、「同伴」という言葉は必要なく、無用な混乱を避けるためにも抜いた方がいいと考える。(検討委員)
- 徳島では津波対策が重要になっており、「同行避難」＝「まずは一緒に逃げる」というのがわかりやすく、高齢者の方にも受け入れられやすい重要な言葉となっている。(検

討委員)

- 同行避難、同伴避難という言葉のイメージから被災者が権利を主張するというこの問題点を指摘頂いているが、既に各自治体の地域防災計画や獣医師会でも「同行避難」という用語は使われており、市民権を得ている言葉だと思われるため、これを覆すのは難しい。ただ、それが権利の盾をなることについては悩ましく、ここは十分に検討していかなければならない。(座長)
- 「同行避難」という言葉の定義で混乱があるのは事実。言葉だけが一人歩きしないようにしなければならない。飼い主には動物を飼養する上で果たすべき義務もあり、飼い主責任としてのペットの避難対策を考える上で、何かキーワードとなる言葉があった方が、わかりやすく普及啓発できる場合もある。例えば避難所でも「同居」や「棲み分け」、「動線の分離」といった誰が文字を見ても意味が理解できる言葉を使うことが、避難所内のルール作りの中で役に立つと感じている。避難所内での同居を主張する方は、同行避難という言葉のあるなしに関わらず同居を希望されることが想定できるため、どういう考え方を持って避難所運営をするかを示すことが重要になる。  
また、東京都では「二段階避難」という考え方があり、まずは安全な場所に行き、避難所に行くのか自宅に戻るのかを見きわめるステージがあり、その後いろいろなパターンで避難生活が始まる。その中で自分が安全を確保するためにどう判断し行動するかという選択肢を伝えていくことも、この避難の考え方では重要になってくる。(検討委員)
- 内閣府では「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」があり、必ずしも避難所に行かなければいけないということではなく、災害の状況によっては在宅にとどまることを誘導することも示している。内閣府の「避難所運営ガイドライン」では、ペット同伴避難のルールづくりということも示させていただいており、準備の段階が大事だということを考えている。また、防災基本計画においては、「家庭動物との同行避難や避難所での飼養」とあり、避難所については「同行」ではなく「飼養」という言葉を使用していることを補足させていただきたい。(内閣府)
- 基本的には一緒に逃げるかどうかをまず選択しなければならない。在宅避難も当然選択肢に入るが、在宅が不可能であれば同行避難という整理になると思う。その後、避難した後はまさしく飼育という言葉に変わるというか、そういった定義づけになるため、その方法についてはいろいろなものがある。例えば、これまで車の中で避難しているとエコノミー症候群になるから危険という風潮となっていたが、避難者は自分のプライベートが欲しいから車の中にいるというのが熊本地震でもかなり如実になった。そういう意味においてもエコノミー症候群の危険性を回避すれば、車の中は決して問題はないのであろうという判断もできる。避難した後のすみ分けの仕方をうまく提示してあげれば、飼育の仕方というか、この問題は解決されるのではないか。むしろ避難の考え方ということで、同伴避難というのは幸いにもまだ市民権を得ていないので、うま

く整理していけば、この問題は解決できるのではないかと考える。まだ論議は尽くさなければいけないが、委員会後に環境省で取りまとめて、それを各委員に聞き、次の委員会までにまとめたものを再討議するという形としたい。(座長)

#### 【飼い主の事前の準備等】

#### 5. 同行避難を想定した、日頃からの飼い主による適正飼養の徹底

- このガイドラインは行政向け、地方自治体向けということを主眼に置いていると思うが、このガイドラインを基にそれぞれの地方自治体でそこに住む住民に対していろいろなことを啓発していく、そういう流れがこのガイドラインの改訂の目的だと認識している。そういったことを念頭に置いて意見を頂戴したい。(座長)
- このあたりの周知啓発というのは非常に難しいと感じている。市町村職員は住民に一番近いので、その役割は大きい。都道府県と市町村職員が密に連絡を取るようにすることが大切。現状では県の避難所運営マニュアルの内容を市町村に下ろしていただけない。都道府県が推進役だという記載をガイドラインにお願いしたい。(検討委員)
- 東京都では東京都、特別区、市町村の動物関係の担当者同士が動物行政検討会において定期的に会合を行い、災害時の動物救護対策に係る取り組み等についても検討している。地域防災計画やその地域でのマニュアル、さまざまな団体等との協定の状況、同行避難訓練などについて事例を集めたものを共有している。また、多頭飼育崩壊の事例などが多々発生しており、災害があった際にきちんとペットの面倒が見られるか、日頃から一層強力で普及啓発していく必要があると考えている。(検討委員)
- 東日本大震災の経験から、飼い続けるペットの存在意義を考えると同伴避難が一番よいと考える。大事なものは地域に受け入れてもらうこと。そのためにも日頃からの適正飼養が重要になる。(検討委員)
- それぞれの区市町村に獣医師会の支部があり、それぞれの管轄自治体と定期的に話し合いを持ったり、場所によっては年に1回の避難訓練をしたりしている。日ごろの話し合いだけでなく、実際に体験型の訓練をすることも重要だと考える。獣医師会はこの問題については関心が高いところ。それぞれの管轄行政でその管轄の獣医師会にお声がけいただければ、適正飼養に対するいろいろなアドバイスが専門家としてできると思うので、獣医師会を活用していただきたい。(検討委員)
- 避難所の中でのルールが明確になっていないと適正飼養が定着しない。極論ではあるが、ルールを守らない場合の罰則も含めた避難所のルールを設定することが必要であり、それが適正飼養につながると考える。(検討委員)
- 災害の種類によって避難所運営も異なる。動物もストレスを抱える中で日頃とは異なる行動をとる場合がある。一律にルールで縛るのではなく、さまざまな事例を挙げていくことが大切である。事例紹介のDVD等が環境省からできたらよいと思う。(検討委員)

- 避難所内のトラブルは、動物が苦手な人との間のみに生じるのではない。例えば咬傷事故は、動物好きな人が飼い主に無断で触ったり、近づくなどして、トラブルを起こすケースが多い。日頃のしつけだけでなく、他の避難者も含め避難所運営の中でどのようにペットを飼育していくか、ルール作りが必要だと思う。(検討委員)
- それぞれ出た意見を集約して、環境省で次回までにまとめていただく。(座長)

## 6. 飼養形態別の避難先での飼養方法（室内飼い、外飼いなど飼養形態に応じた飼養方法）

- 多くの場合、仮設住宅では室内飼いが前提という中で外飼いの方だけに特別な措置を講じるということになると、支援の公平性という観点から指摘もある。どういう対応のあり方があるのかは現実に出てくる論点だと思われる。(環境省)
- 新潟・中越地震では、仮設住宅は、地域のコミュニティごとに仮設に入ったことでペットの飼養についても仮設住宅ごとに話し合っていていき、うまくいったケースがある。しかし、避難所のようにコミュニティに関係なくみんなが避難してきている中ではそうはいかない。避難所でのルールに対応できない場合には、自宅敷地内で飼育したり、一時預かり支援を利用するなど、別の避難のスタイルから方法を選択することで補完していくといいと考える。(検討委員)
- 避難先の居住形態や地域柄というものもあると思う。外飼いが主流の地域や、圧倒的に室内飼いが多い都市型のところもある。地域毎で対処するようなガイドラインをつくるべきと考える。(座長)

## 7. 同行避難後のペットの預かり先の確保について

- 同行避難という言葉のインパクトが強過ぎて、避難先もずっと一緒にいられるというイメージになってしまっている。避難後についてはいろいろな選択肢があることを具体的に示せていない。いろいろな選択肢が時間の経過とともに増えてくるということも被災者の心に知識として伝えることができれば、直後の混乱期にペットを手放してしまうといったことは防げるのではないか。あるいは一時的に預かったとしても、災害を乗り越えて一緒に暮らし続けていけるような支援の選択肢の提供は必要と考えている。(環境省)
- 避難所で100%何も問題なく飼育することは難しいと思う。首都直下地震では避難先やそこでのルールを決めていても、予定していた避難所がいっぱいになれば次に向かうことになりルールが守られなくなるだろう。飼育する場所がない場合の対応を示しておく必要がある。どうしても行き先がないようであれば救援本部で一時預かりという制度があるのではないか。同行避難で避難所での適正飼養以外に、それができなかった後のフォローについてももう少し詳しく書く必要があるのではないか。(検討委員)
- このことは犬猫以外のペットを飼っている人にも重要になる。(検討委員)
- 同行避難後のペットの預かり先を飼い主の事前準備として災害が起こる前から備えて

おくか、また、そこがだめだった場合の第2弾、第3弾、第4弾の預かり先が常にネットワークがとれるような仕組みが事前にできていれば、スムーズに行くのではないかと考える。(座長)

#### 【同行避難の受入れ対応等】

#### 8. 避難所の体制整備やペット受け入れの際の避難所運営のあり方(ペットの飼養管理に関する災害支援パッケージの有効性検討)

- 人の防災では、地域性に合わせ、避難所ごとのオーダーメイドの対策と運営が必要だと議論される中で、動物の避難も一律の条件で行えばいいということではないと考える。ペットの避難に関し、避難所運営のあり方の一例を示し、ただし、その中では人の避難への最大限の配慮をするという気配りが必要であることを国から県、県から市町村に伝えていく。そして最終的には市町村からの提案が避難所に受け入れてもらえるかというところが大きな課題になるかと思う。それらを踏まえ、提示するペット同行避難対策が、避難所運営の一助となり、更には避難所での混乱を抑えるパッケージのようなものが検討できれば理想的である。(検討委員)
- これは先ほど論議した広域支援や受援体制にも少し関連するところ。受ける側も何かパッケージで出されたほうがわかりやすく、スムーズな運営ができるというのは当たり前のことだと思う。恐らくこういった希望を持っている自治体はたくさんあると考えられるため、パッケージ的な支援の方法を考えていくことがこのテーマでは思う。(座長)

#### 9. 迅速な一時預かり体制の整備(入院等によりペットの行き先を確保する必要がある場合の受け入れ体制整備等)

- 熊本地震では、非常に重篤な病気を抱えているパニック障害の方がおり、避難後もペットがいるから入院しないと言うことがあった。これに対して、一時的な預かり体制の支援を設けたことで問題が解決されたケースがあった。人の生命にも関わるので、こういった体制を整備していくことは必要だと実感している。(検討委員)
- 無償で預かる場合には、費用弁済をどうするかが課題。民営圧迫しない支援が必要になる。(検討委員)
- 大規模災害では入院を余儀なくされる被災者はかなり出る可能性がある。人命にかかわる問題なので、無償で預かれる体制づくりは必要だと思う。獣医師会の場合は確かにそれを生業としてはいるが、大規模災害のときには内部的な支援体制がすぐ立ち上がり、広域的な預かりもできる。また、預かっている獣医師への支援もできる。長期的に無償となると問題は起こるかもしれないが、一時的な預かり体制ということであれば、獣医師会を十分活用いただければ解決できると考えている。(座長)

## 10. 感染症対策（特に、避難所や仮設住宅での、人畜共通感染症への注意）

- 避難先にたくさん部屋数がある場合には、同室の避難もあると思うが、そうでない場合には人とペットが分かれざるを得ないのが現実的には多いかと思う。そういったときに普段からきちんとペットのケア等の感染症対策をしていれば防げる部分も相当あると思われる。そういった意味では最初の適正飼養にもつながってくる部分。（環境省）
- 日頃からの飼育形態の啓発が必要。また、VMATのような所が中心になって活動してくれるといい。（検討委員）
- 全国の地方獣医師会全てが各都道府県における医師会と連携協定を交わしている。防災ではなく学術連携だが、医師会との連携で感染症対策を進めていくことは、今の獣医師会と医師会のあり方からすれば容易ではないかと思う。（座長）
- 避難所では人に対してはすぐに自衛隊がきてくれる。ペットの場合はどうなのか。衛生対策の一つはトリミングだが、ペットの衛生面に対してのガイドラインや具体的な支援の枠組みが必要と考える。（検討委員）
- 熊本では、人間がお風呂に入れない状況で、なぜペットがお風呂（トリミング）に入れるのかと、トリミング車が受け入れられなかった。ガイドラインに感染症対策や衛生管理の必要性を記載してもらいたい。（検討委員）
- 衛生管理については、補助犬法ができたときに「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」が厚労省で策定された。その内容に今議論されたことが盛り込まれているので、参考にしていきたい。（座長）

### 【官民連携による広域支援等】

## 11. 広域連携の体制づくり（受援体制の整備を含め、大災害時には確実に必要になる広域支援をどのように整備するか）

- とくになし。

## 12. 現地動物救護本部の立ち上げの事前決定（災害発生前から現地動物救護本部の立ち上げや活動内容を改めて定める）

- 災対協の役割を明確にするとともにペット救護本部の活動の方向性を示すことも重要だと考える。（検討委員）
- 救護本部をどのように立ち上げるかは事前に決めておかなければいけないし、実際に立ち上がったときに何をするのも明確にしなければいけない。費用負担の部分にも関連するが、早く救援本部ができて全国に募金を展開すると、お金が集まりやすい。そういう意味でも事前にすぐ立ち上げられる体制を整えることは重要。（座長）

## 13. ペット災害対策推進協会の役割について

- 災対協では東日本大震災の時に一般の団体に対しても支援を始めたことが結果的には

あまりいい方向にならなかった。現在、地方救援本部の後方支援に特化する形で整理をしているが、他の団体、例えば日本獣医師会との役割分担をどうするのかとかいう問題がまだ整理ができていない。また、財源確保をどうするのが一番大きな課題。本委員会を通じて整理をした上で、ガイドラインの中に災対協としての役割をきちんと書けるように、災対協としても努力させていただいているところ。通常の活動としては、被災地のボランティアの指導者を通常時から育成をしておくことも、災対協の役割ではないかと思っており、今後どのようにしていくのか検討している。(検討委員)

- 体制が変わって間もない組織のため組織内の問題もたくさんあると思う。もう少し時間がかからないとガイドラインに明確に書き込むのは難しいと考える。ここでの論議ではなく、災対協とのやりとりでまず整理が必要。(座長)

#### 14. 対策費用の財源確保（関係機関・団体間での費用の負担のあり方）

- VMA Tなどの獣医師のチームが派遣費用や、何か事故があったときにどのように経費を負担するのかという部分は今ははっきりしていないところもある。ガイドラインの中で議論しても結論は出ないかもしれないが、意識をしていかなければいけない。また、人間のためと言いながらも、ペットを扱うという部分に対してどこまで公的な部分で見られるのかは議論が必要と思う。(環境省)
- 自治体では実施しにくい動物救護のための「義援金募集」が現地救護本部を立ち上げることで、本部主体で行え、集まった義援金が救援活動の原資となる、ということを周知する必要があるのではないか。(検討委員)

#### 【その他】

#### 15. ボランティア（愛護団体）の行動範囲

- 災害が起こるとさまざまな団体が現地に入り、いろいろな問題を起こしているというのが過去の災害の事例。災害時の動物救護のためのボランティアに対して、何らかの規制といったものを考える時期に来ているのではないか。(座長)
- 徳島県では行政の施設の中にボランティアの施設を常設した。将来的に災害時に役立つボランティアのリーダーを養成していきたい。(検討委員)
- 全国の自治体がそういったことができれば、広域的な支援の観点でも行政のお墨付きのボランティアが駆けつけて支援できるのはいいと思う。しかし、そういったことが全国に浸透する前にまた災害は起こるだろう。そのときにいろいろな団体が間違いなく入ってくるので、そのときの対応も考えておく必要があるだろう。(座長)
- ボランティアによる支援活動が被災者の救いとなっていたことは確か。であれば、善意がトラブルにならないように、発災後のこの期間、この場所（被災地）ではこのルールに従って活動を行うように、という共通ルールをガイドラインで示せば、よりよいボランティア活動ができるのではないか、と考える。(検討委員)

- ルールづくりは非常に大事なこと。一方では、何かそれに対して事前の届け出制というような意見も聞くがどうか。(座長)
- ある程度の技能を持つボランティアについて、人材バンクのような制度があるといいのではないか。(検討委員)
- ガイドラインの記載では、救護本部の活動方針に賛同できるような団体、言い換えれば通常時の自治体の動物行政のやり方に賛同してもらえる団体を事前に把握しておくという表現がいいのではないか。(検討委員)
- 熊本地震では地域の動物愛護推進員の活躍があった。地域に即した支援は日頃から動物愛護団体等との協力体制を整えておく事も重要になる。(検討委員)
- 人の場合は社会福祉協議会が窓口となるが、ペット(動物)に関する場合は災対協が窓口になってもいいのではないか。(検討委員)

#### 16. 特定動物を含む犬猫以外の動物への災害時対応

- 人を守るという中で、ペット(動物)が危害を加えるといった場合に行政がどう対応するかについてもガイドラインに記載すべきと考える。(検討委員)
- 特定動物については、飼養が許可制になっているなど飼養管理についての決まりがあるため、災害によって特定動物が逃げた場合の対応方法は、整理されていない。ガイドラインとは切り離しての議論となるかもしれないが、引き続き考えて行きたい。また、特定動物以外のペット(ウサギ、モルモットなど)をどう受け入れるかというのは、ガイドラインの中で扱うかどうかはポイントになってくる。(環境省)
- 特定動物の飼育に係る申請を受ける各都道府県では、飼育舎が災害等でも絶対に壊れないような施設であるか、万一逃げた場合には飼い主自らが責任を持って捕獲をしなければならないということは都度確認しているところ。万一、災害時に逸走しているような特定動物等があった場合については、各都道府県等が地元の自治体や警察とも協力をしながら速やかに捕獲、対処をしなければならない。(検討委員)

#### 17. 多頭飼育等、普段からの不適切な飼養者への働きかけ

- ペットの飼養にあたり、飼い主明示や個体識別の徹底がなされていなければ、発災時に救護が遅れることもあるというのは、逆説的だが普段の個体識別の徹底にもつながると考える。(検討委員)
- 個体識別ということ言えばマイクロチップの推進をしていくことが重要。ただし、マイクロチップと鑑札登録の二重登録の手間とならないよう一元化が必要。(検討委員)
- 登録が二重になることについては、日本獣医師会でも一元化するように各関係省庁に働きかけているところ。動愛法でもマイクロチップで個体を明示することをうたっている以上、そのあたりも書き込んでいただきたい。(座長)

## 18. 正確な情報の積極的な提供（SNS情報への対応）

- 正しい情報をタイムリーにどう収集するかということも課題の1つ。普段の普及啓発の中で、万が一避難した場合、飼い主自身が自分たちでペットの会を立ち上げて避難所のペット飼育の運営管理ができるような体制づくりを行っておくことで、その避難所で得られた情報を自分が所属する自治体のどこかに送るという仕組みを用意しておけば、運用でカバーすることになり、費用をかけずに始められると思う。ただし、その情報をどう発信するかは、各自治体や救援本部ごとに検討してもらおう。費用が掛かること、準備が必要なこと、直ちにできることを分けて考えてみるといい。（検討委員）
- 広域支援の後方支援の中で情報を一元化して出せる場所があるといい。（検討委員）
- 災対協に一元化の窓口になれるだけのマンパワーと組織的な体力をつけてもらい、災害時のペットのことについては一元化されたところの窓口に聞けば必ず正しい情報が伝わるというのがいいと考える。（座長）

## 19. 災害時にすぐに利用できる簡潔な応急対策マニュアル（スターターキット）の整備

- スターターキットに代わるものを各避難所に用意しておくことで、飼い主がそれを見れば自分たちで何とか避難所運営側と協議しながらでも手探りで始められるようにすることも重要。（検討委員）

### (4) その他

- とくになし。

以上